

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の
意見聴取に関する公示

福島労働局一般公示第17号

福島地方最低賃金審議会は、福島県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福島県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年7月16日までに、福島地方最低賃金審議会（福島市花園町5番46号福島労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年6月30日

福島労働局長 岡田直樹

